

平成28年4月27日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第14条の規定による老齢基礎年金の額の加算(以下、単に「振替加算」という。)について、その支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人の夫であるA(以下「A」という。)は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者であり、当該年金には、同人の妻である請求人に係る加給年金額が加算されていた。

2 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、厚年法附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)の裁定の請求を行い、同年○月から特老厚年金を受給していたところ、請求人は、平成○年○月○日付で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことから、その厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)の合計は239月、35歳以後の被保険者期間は217月となった。

3 厚生労働大臣は、加給年金額加算対象者である請求人の厚年期間の月数が、請求人が35歳に達した月以降216月(18年)以上となり、中高齢者の期間短縮の特例による老齢厚生年金を受けることができるようになったとして、平成○年○月○日付で、Aの老齢厚生年金に加算されていた加給年金額を、同年○月

から支給停止する旨の処分をした。

4 さらに厚生労働大臣は、請求人が平成○年○月○日に65歳に達し、特老厚年金の受給権は消滅したことから、新たに厚年法第42条の規定による老齢厚生年金及び国民年金法第26条の規定による老齢基礎年金の裁定をするにあたり、老齢基礎年金については、請求人が中高齢者の期間短縮の特例による老齢厚生年金の支給を受けることができるため、平成○年○月○日付で、請求人に対し、老齢厚生年金及び振替加算を加算しない老齢基礎年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

5 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求した。その不服の理由は、本裁決書添付別紙に記載のとおりである。

第3 問題点

1 年金額の計算の基礎となる厚年期間の月数が240以上である老齢厚生年金の額には、受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合、加給年金額が加算される(厚年法第44条第1項)。なお、配偶者に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金については、当該配偶者が、年金額の計算の基礎となる厚年期間の月数が240以上の老齢厚生年金を受けることができるときは、その間、加給年金額の支給は停止される(同法第46条第6項)。

2 60年改正法附則第12条第1項には、老齢基礎年金等の支給要件の特例が規定されており、これによれば、昭和24年4月2日から昭和25年4月1日までの間に生まれた女子は、上記厚年期間の月数が240以上とあるのは、35歳に達した月以後の厚年期間が18年(216月)以上と読み替えるものとされている。

3 また、振替加算については、60年改正法附則第14条第1項に、老齢基礎年金の受給権者が大正15年4月2日から

昭和41年4月1日までの間に生まれた者であって、65歳に達した日において、その者の配偶者の老齢厚生年金等の加給年金額の対象者である場合に加算するが、配偶者本人が被保険者期間240月以上（中高齢者の資格期間の短縮の特例を受ける者は15年から19年）の老齢厚生年金等の受給権者であるときは、加算されない旨が規定されている。

- 4 本件の場合、原処分が、老齢基礎年金の額に振替加算を加算しないこととしたことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が、適正、妥当なものと認めることができるか否かである。

第4 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

(略)

- 2 以上を前提として、原処分が適正・妥当であったか否かを検討する。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に35歳に達した月以後の厚年期間が216月（18年）以上となり、中高齢者の期間短縮の特例による老齢厚生年金の受給権者となったため、Aの老齢厚生年金に加算されていた加給年金額は支給停止となること、及び請求人の老齢基礎年金に振替加算が加算されないことについては、上記第3の1ないし3記載の関係法令の各規定のとおりである。したがって、原処分はこれらの各規定に則って行われたものであり、もとより適法、かつ、妥当である。
- (2) これに対し、請求人は、別紙記載のように、「窓口相談員の知識不足により、35才以降の特例期間を見落され、20年といった期間だけで説明を受けた。結果として、35才以降の特例期間を満たしてしまい、65才からの振替加算の受給ができなかった。」ものであり、「夫の加給年金についても、私が65才になるまでつくはずだったのが、説明誤りによって、…夫の加給年金も、私が65才になる前に

支給停止になり、年金事務所の説明誤りで支給されなくなった。」のであるから、原処分は不当であると主張するのである。

- (3) 上記1で認定した事実及び本件手続の全趣旨によれば、請求人は、〇〇年金事務所において年金相談を受けたが、3度にわたり、厚生年金加入が20年未満であれば、Aの老齢厚生年金に、請求人が65歳になるまで加給年金が支給され、それ以降は、請求人に振替加算される旨の、明らかに誤った説明をされたため、これを信用して、新たに厚年期間を得たことにより、結果的に、加給年金額加算対象配偶者となるために必要な「35歳以後の厚年期間が18年未満」という要件を満たさないこととなってしまったものであり、これにより、Aの老齢厚生年金の加給年金の支給が停止され、請求人の老齢基礎年金に振替加算が加算されない旨の原処分がなされたことが認められる。そして、年金制度は複雑であり、一般の被保険者等にとっては難解であるのに対し、担当職員は、職務上、被保険者等とは較べものにならない程の豊富な知識と経験及び最新の情報を保有しているものというべきであり、そうであるからこそ年金相談という重要な職務を担当していたものと認められるのであるから、相談をする被保険者等がその説明に信を措くのは、蓋し当然のことである。したがって、担当職員は、年金相談において、誤った説明をしたり、誤った情報を伝えてはならないというべきであり、これは、年金相談に当たる担当職員が相談を受ける者に対して負担する職務上の注意義務であるということができる。そうすると、請求人に対して、上記認定のとおり誤った説明をした各担当職員には、この注意義務を怠った過失があることは明らかである。そして、3度にわたって、同様の誤った説明を受けた請求人としては、これを信用するのは

当然であり、誤った説明を信じたことについて責めに帰すべき事由を見出すことができない本件においては、上記各担当職員の誤った説明と、Aに支給されていた加給年金額が支給停止となり、また請求人の老齢基礎年金に振替加算が加算されないこととなる35歳以後18年以上の厚年期間を取得してしまったこととの間には、相当因果関係があると認めるのが相当である。○年金事務所長は、上記1の(5)に認定のとおり、請求人に対し、お詫びの文書を送付しているのであるが、今後の取組として、再発防止及び研修の強化を徹底することは当然のことであるが、今回の請求人に生じた結果は取り返しのつかないことであり、謝罪すれば済むという問題ではない。

- (4) しかしながら、各担当職員に上記の過失があり、その結果、請求人が35歳以後18年以上の厚年期間を取得するに至り、Aに支給されていた加給年金額の支給が停止され、さらには請求人の老齢基礎年金に振替加算が加算されなくなるという結果が招来されたからといって、各担当職員の上記過失を理由として、35歳以後18年以上となった請求人の厚年期間を18年未満であったことにすることはできないことであり、また、Aに支給されていた加給年金額について、厚年法第46条第6項の規定を無視し、又はその規定に違反してその支給を停止しないこととすることも、これをなし得ないことは明らかである。請求人の上記主張は、裁判所に対し、公権力の行使に当たる国の公務員たる性格を有する日本年金機構職員の職務上の過失により被った損害の賠償を求める給付の訴えを提起し、その請求の原因として主張するのであれば格別、本件再審査請求の対象とされた原処分の違法性、不当性を主張するものとしては、採用することはできない。したがって、請求人の上記主張は、失当である。

- 3 以上の認定及び判断の結果によると、上記関係法令に則った原処分は適法かつ妥当であるから、これを取り消すことはできない。本件再審査請求は、理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。